

近江八幡市公告

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成24年法律第50号。)第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

近江八幡市長 小西 理

令和3年度近江八幡市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)において使用する用語の例による。

2 適用範囲

この調達方針は、近江八幡市の全組織を対象とする。

3 物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等

この調達方針の対象となる施設は、障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する障がい者就労施設等とする。

4 共同受注窓口の取扱

生産能力及び納期の関係で単独では需要に応じることができない物品及び役務について、近江八幡市障害者支援施設等に準ずる者認定要綱(平成28年近江八幡市告示第170号)に基づき認定された共同受注窓口を積極的に活用し、調達を推進していくものとする。

5 調達の対象物品等

- (1) 物品 文具、小物雑貨、木製品、紙製品、縫製品、食品類、大会等各種記念品等
- (2) 役務 印刷・製本、清掃・除草、データ入力、封入・発送、情報処理・テープ起こし等の業務

6 調達方針の推進

障がい者就労施設等が提供可能な物品、役務についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等からの発注に努めるものとする。

7 調達の当該年度目標額

令和3年度における調達目標額は5,000千円とする。

8 調達方針及び調達実績の取りまとめと公表

この調達方針は、市ホームページ等により公表する。また、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉保険部障がい福祉課とする。ただし、調達実績の取りまとめ及び公表の業務については、総務部管財契約課とする。